

一 広報しかべ5月号掲載「国保税税率改正・計算例」の訂正について一

先月、広報しかべ5月号20ページに掲載しました「国民健康保険税率の改正」記事に次のとおり誤りがありました。皆さんにご迷惑をおかけしましたこととお詫び申し上げますとともに正しい内容についてお知らせします。

【訂正内容】

「②具体的な計算例」の例3及び例5において、②所得金額を「150万円」としていましたが、正しくは「100万円」でした。

誤

例3（5割軽減）

①2人 ②所得150万円 ③3万円 ④B

| | 改正後 | 改正前 | 増 減 |
|--------|---------|---------|---------|
| 医療分 | 100,300 | 107,600 | ▲7,300 |
| 後期分 | 30,300 | 33,500 | ▲3,200 |
| 介護分 | 27,200 | 29,700 | 2,500 |
| 計（年税額） | 157,800 | 170,800 | ▲13,000 |

例4（5割軽減）

①2人 ②所得150万円 ③0円 ④B

| | 改正後 | 改正前 | 増 減 |
|--------|---------|---------|-------|
| 医療分 | 100,300 | 94,400 | 5,900 |
| 後期分 | 30,300 | 30,500 | ▲200 |
| 介護分 | 27,200 | 26,700 | 500 |
| 計（年税額） | 157,800 | 151,600 | 6,200 |

正

例3（5割軽減）

①2人 ②所得100万円 ③3万円 ④B

| | 改正後 | 改正前 | 増 減 |
|--------|---------|---------|---------|
| 医療分 | 100,300 | 107,600 | ▲7,300 |
| 後期分 | 30,300 | 33,500 | ▲3,200 |
| 介護分 | 27,200 | 29,700 | 2,500 |
| 計（年税額） | 157,800 | 170,800 | ▲13,000 |

例4（5割軽減）

①2人 ②所得100万円 ③0円 ④B

| | 改正後 | 改正前 | 増 減 |
|--------|---------|---------|-------|
| 医療分 | 100,300 | 94,400 | 5,900 |
| 後期分 | 30,300 | 30,500 | ▲200 |
| 介護分 | 27,200 | 26,700 | 500 |
| 計（年税額） | 157,800 | 151,600 | 6,200 |

※お問い合わせ先 役場税務課（TEL：7-5292）



町広報誌に広告を掲載してみませんか？



町広報誌は地域密着型の情報誌として、全戸に配付されているほか、町公式ホームページからも閲覧することができます。広告利用のため掲載を希望される方は役場企画振興課へ申込みください。なお、広告掲載の詳細については以下のとおりとなります。

| 種類 | 規格 | 掲載期間 | 広告料 | 申込方法 | 申込期限 |
|-------|------------------------------|------|------------------|---------------------------|-------------------|
| 広報しかべ | ページの下1段2分の1 (縦50mm×横85mm) | 月号単位 | 1回につき 5,000円 | 掲載申込書に 広告原稿を添えて 申込み | 広報発行月号の 前月1日まで |
| | ページの下1段 (縦50mm×横170mm) | | 1回につき 10,000円 | | |

- ※1 掲載申込書は役場企画振興課又はホームページから取得できます。
- ※2 広報誌の掲載について、同じ企業等の広告を同月号に複数掲載できません。
- ※3 広告掲載の種類と範囲については、鹿部町広告掲載取扱要綱第3条に基づき、以下の項目いずれにも該当しないものとします。
 - (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
 - (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの
 - (4) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝にかかわるもの
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、広告に掲載することが好ましくないと町長が判断するもの

※申し込み・お問い合わせ先 役場企画振興課（TEL：7-5297）